

安全「見える化」とっとり運動

私たちが五感から入手する外部情報の割合は、目（視覚）が83%、耳（聴覚）11%、皮膚（触覚）3%、舌（味覚）2%、鼻（臭覚）1%といわれるように、視覚から最も多くの情報を入手します。

鳥取労働局では、可視化した危険情報等を活用して行う効果的な安全活動を鳥取県内で広く展開することを目的として『安全「見える化」とっとり運動』を呼びかけています。

安全の「見える化」は、職場にひそむ危険を写真や注意書きなどによって「目に見える形」にする安全衛生活動の取り組みです。

安全衛生情報の見える化

人は右側通行、作業手順などのルールや、担当者のみ所有する安全衛生に関する情報を目に見える形にすることで、その情報を職場のみんなで共有して作業を安全かつ合理的に行うことができます。

→安全通路の明示



→立入禁止の掲示



→積載荷重の表示



→危険源の明示



安全衛生活動の見える化

職場では見えにくい安全衛生管理活動を目に見える形にすることで、職場における安全活動に対する意識が深まり参加への「意識付け」が発生し、職場全体の安全衛生水準が向上します。

→整頓しやすく



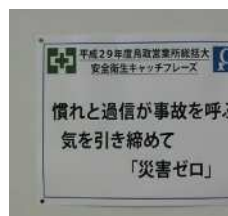
→無災害記録の表示



→緊急時に使い易く



→標語の募集と表示



危険を防止するための見える化

職場におけるさまざまな危険の芽を絵や文字で視覚的に「見える化」することで、労働者の自らの気づきを促します。

→天井の半円球の鏡



→段差を分かりやすくと



→ボール盤の表示



→プラットホームからの転落防止の金属バー



その他安全衛生対策の工夫

→転倒防止のため傘立てに水受けのトレイ



→階段に手すりを設置



→等間隔に階段を設置



→腰痛予防体操の実施



転倒災害防止対策を推進しましょう

労働災害の中で、最も多く発生する災害が転倒災害です。平成30年の全産業における休業4日以上労働災害被災者数535人のうち、転倒災害は142人で全体の26.5%を占め、昨年より0.1%減少しています。

転倒災害の発生の割合が高い業種は、教育研究業で75%、旅館業・道路旅客運送業で66.7%、飲食店・医療保健業・金融広告業で50%などとなっています。



濡れた床で足が滑る



通路の物につまづく



通路とカウンター前の段差で踏み外す



階段を踏み外す

転倒災害の種類は、大きく「**滑り**」、「**つまずき**」、「**踏み外し**」の3種類に分けられます。

「**滑り**」の主な原因には、床に滑りやすい素材が使用されている状態、床に水や油が飛散している状態、床にビニールや紙などの滑りやすい異物が落ちている状態など、「**つまずき**」の主な原因には、床に段差や凹凸がある状態、床に荷物や商品などを放置している状態など、「**踏み外し**」の主な原因には、大きな荷物を抱えるなど足元が見えない状態などがあり、いずれの場合もこれらの原因を認識していないときに災害が発生しています。

このため、転倒災害を防止するポイントとして、「**4S（整理、整頓、清掃、清潔）**」の実施や「**転倒しにくい作業方法**」を実践しましょう。

また、作業に適した靴を着用し、**転倒災害の危険がある場所を「見える化」**する等により危険情報を共有しましょう。

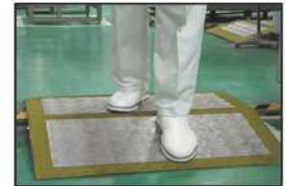
転倒災害プロジェクト 特設サイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/infomation/tentou1501.html>

転倒災害防止対策の例

- ・ 整理整頓を行い、通路に物を置かないようにする。
- ・ 床面の凹凸をなくす。
- ・ 床面の水や油はよく拭き取る。
- ・ 滑り止めに、マットを敷いたり滑止めテープを貼る。
- ・ 段差はできるだけスロープにし、色別表示で注意喚起する。
- ・ 滑りにくい靴底の靴を履く。
- ・ 通路は照度75ルクス以上にし、明るくする。



整理整頓と通路の確保



凸部分のスロープ



携帯用かんじきの使用



屋外通路の滑止めシール



階段の滑止めシールと注意喚起



内扉の段差に注意喚起

積雪等に起因する労働災害の防止に当たり留意すべき事項

- 屋外の移動中における転倒等の労働災害防止について -

作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。また、屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。

凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。そして、屋外の移動は滑りにくい靴を着用すること。転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。歩行しての携帯電話の使用は避けること。

「かかとから着地する歩き方をしない」、「歩幅を狭くする」、「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等路面に合った歩き方をすること。

「余裕をもって」行動すること。急に走る、急に曲がるなどの動作は避けること。

踏み固められた路面はつるつるして滑りやすいので、歩行等の際は注意すること。側溝の蓋など金属製の物の上は、雪によってより滑りやすくなるので注意すること。

雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に拭き取る等により除去すること。

外国人労働者の安全衛生対策について

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、**平成27年以降は毎年2千件を超えています**。

外国人労働者が労働災害に被災しないため、また労働災害の加害者とならないためにも、**外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施**するとともに、**作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもら**う工夫が必要です。

厚生労働省ホームページに、**安全衛生教育マニュアルの外国語版が掲載**されていますので、御活用ください。

ホームページアドレス：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。

さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。については、事業場での両立支援の取り組み方についてガイドラインがまとめられていますので、参考としてください。

鳥取産業保健総合支援センター（鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル6階 電話：0857-25-3431）において、両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような**支援を無料**で行っていますので御利用下さい。

事業者等に対する啓発セミナー **両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導** **労働者と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等** **産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修** **関係者からの相談対応** **好事例の収集、情報提供** **主治医、医療従事者に対する専門的研修**

両立支援について、ガイドラインの本文のほか、すぐ使える様式例や様々な情報を厚生労働省ホームページに掲載しています。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

鳥取産業保健総合支援センターホームページアドレス：<https://www.tottoris.johas.go.jp/>

働き方改革関連法による「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導」の強化について

1 産業医・産業保健機能の強化

産業医の独立性・中立性の強化、産業医の知識・能力の維持向上、産業医の辞任・解任時の衛生委員会等への報告の規定が新設されました。

産業医の権限の具体化、産業医に対する労働者の健康管理に必要な情報の提供、産業医が勧告するときの事業者に対する意見を求めること、産業医から勧告を受けたときその内容等の記録・保存が規定されました。

産業医からの勧告を受けたときの衛生委員会への報告義務、産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求めが新設され、安全委員会、衛生委員会等の記録・保存の規定が改正されました。

労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等、労働者の心身の状態に関する情報の取扱い、産業医の業務内容等の周知についての規定が新設されました。

2 長時間労働者に対する面接指導

労働時間の状況の把握義務が新設されました。事業者は、時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者本人に対して、速やかにその超えた時間に関する情報を通知しなければならなくなりました。

医師による面接指導の対象となる労働者の時間外・休日労働時間数が、これまでの100時間超から80時間超に拡充されました。

研究開発業務従事者及び高度プロフェッショナル制度の対象労働者については、時間外・休日労働時間数が1月当たり100時間を超えた場合、事業者は本人の申出がなくても医師による面接指導を行わなければなりません。

ストレスチェック制度について

労働者数50人以上の事業場では、1年以内ごとに1回の実施と合わせて、所轄労働基準監督署への報告が義務付けられています。報告漏れのないようお願いします。

「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進について

精神障害に関する労災請求・支給決定件数は増加傾向にあり、また、大企業においても過労による自殺事案が繰り返し発生するなど、過労死等の防止に対する社会的要請はかつてなく高まってきています。

このような問題意識のもと、今般とりまとめられた緊急対策を踏まえて、メンタルヘルス対策として下記の取り組みを実施して下さい。

	(全国)				
	H25	H26	H27	H28	H29
請求件数	1409	1456	1515	1586	1732
支給決定件数	436	497	472	498	506

《メンタルヘルス対策取り組み事項》

1 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導の実施

時間外・休日労働時間数が1か月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者に対して医師による面接指導を行わなければなりません。また、1か月当たり80時間を超える、又は2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超える労働者については、当該指導を実施するよう努めて下さい。なお、希望すれば、鳥取産業保健総合支援センター（前ページ参照）のメンタルヘルス対策の専門家による訪問指導を受けることも可能ですので、御利用下さい。

2 事業場におけるパワーハラスメントの予防・解決のための職場環境改善のため、以下の取組を実施して下さい。

職場環境等の改善のための体制づくりとして、パワーハラスメントの防止に取り組むための企業トップの意思表示を行い、これを周知するとともに、社内ルール等社内環境等の整備を行って下さい。

職場環境等の評価・実態把握のためアンケート調査を行い、その結果に基づき、管理監督者等へのパワーハラスメント防止に関する教育研修の実施や、事業場内の相談体制の整備、及びパワーハラスメント予防対策と起きた場合の対処方法を策定し、これを周知する等実施して下さい。

3 長時間労働を行っている労働者において過重労働による健康障害の防止対策が講じられていない労働者について、ハイリスクの状態にあり、労働者の健康を保持するために必要であると認められるときは、医師による臨時の健康診断として問診（緊急の面接）を実施して下さい。

具体的には、長時間労働者に対する面接指導に準じて、

過労死のリスクファクターである高血圧、糖尿病、高脂血症等の既往歴（当該問診までの、直近の状況を中心としたもの）の調査 業務の内容等の業務歴の調査 疲労の蓄積、その他心身の状況に係る自覚症状及び他覚症状の有無の検査

鳥取労働局第13次労働災害防止推進計画の目標

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

全体

死亡災害：12次防期間中と比べて15%以上減少させ、13人以下とする。
死傷災害：2022年までに2017年と比較して5%以上減少させ、481人以下とする。

重点業種

建設業

計画期間中の死亡者数を12次防期間中と比べて15%以上減少させ、5人以下とする。

製造業、林業

2022年までに死傷者数を2017年と比較して5%以上減少させ、製造業90人以下、林業15人以下とする。

陸上貨物運送事業、小売業及び社会福祉施設

2022年までに死傷者数を2017年より減少させる。

その他目標

仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先のある労働者の割合を70%以上(51%：2017年)とする。

ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を80%以上(56%：2017年)とする。

職場での熱中症による死傷者数を12次防期間中より減少させる。

平成30年の労働災害発生状況

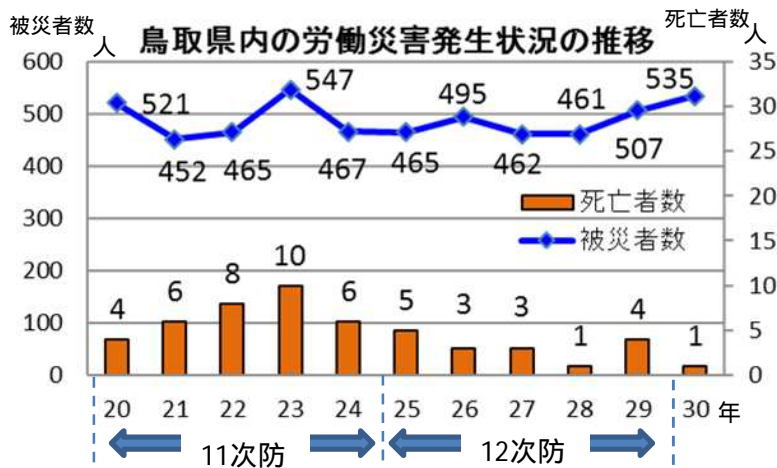
平成30年に発生した鳥取県内の休業4日以上の労働災害被災者数は535人で、前年の507人から28人(5.5%)増加しました。

増加率の多い業種は、順に運輸交通業20人増(33.9%)、製造業14人増(14.7%)、林業2人増(12.5%)となりました。

事故の型別でみると、床などでの「転倒」災害が142人で最も多く発生しており事故全体の26.5%を占め、次いで「墜落・転落」災害が109人(20.4%)となっています。

起因物別では、「仮設物・建設物・構築物」が125人で最も多く23.4%を占めています。

「第13次労働災害防止推進計画」の目標である令和4年に481人以下とする目標達成に向けて一層の取組を進めていきます。



業種別の特徴

製造業 被災者数は109人、「食料品製造業」が最も多く41人で全体の37.6%を占めています。事故の型別では「はさまれ・巻き込まれ」が27人(24.8%)、「転倒」が21人(19.3%)となっています。

建設業 被災者数は84人、業種別では「建築工事」59人(70.2%)、「土木工事」19人(22.6%)となっています。事故の型別では「墜落・転落」が37人(44.0%)が最も多く、このうち「建築工事」は31人で83.8%を占めています。起因物別では墜落の原因となった「仮設物・建設物・構築物」が26人(31.0%)で最も多くなっています。

卸・小売業 被災者数は82人、業種別では「小売業」68人(82.9%)、「卸売業」14人(17.1%)となっています。事故の型別では「転倒」が34人(41.5%)が最も多く、このうち24人(70.6%)が50歳以上でした。

保健衛生業 被災者数は59人、「社会福祉施設」が最も多く48人で81.4%を占めています。事故の型別では「転倒」が19人(32.2%)で最も多く、このうち16人(84.2%)が50歳以上でした。